



# JAPAN TRADITIONAL CRAFTS WEEK 2021

## 開催規程（案）

### ■ 店舗参加条件

- ・ エリアを集中しての開催を予定しており、青山・銀座・中目黒いずれかの店舗で開催すること。（インテリア、ファッション、セレクトショップ、その他主催者が認めた分類の店舗）
- ・ 原則同エリア内においては、同一店舗名ブランドは、1店舗の開催とする。
- ・ 経済産業大臣指定伝統的工芸品 235 品の中から、JTCW の過去に取り組んだ工芸品でも 3 年（3 回目） までは選ぶことができる。（ただし、新しい産地との取り組みが望ましい）
- ・ 1 工芸品の展示販売スペースを 1 m<sup>2</sup> 以上のスペースを確保すること。展示スペースを確保することが出来る場合は、同一店舗で 2 工芸品まで取り組むことができる。
- ・ エントリーシートに、希望する工芸品名と 具体的な取り組み内容、セールスポイントを入力し、期日までに提出すること。（他の店舗が同じ工芸品をエントリーした際、工芸品産地が対応できる場合には複数店での取り組みもあり得る。ただし、同一エリア内で工芸品の重複しないよう調整をする。）
- ・ 商品展示販売は、各店舗がおこない、商品管理責任を負うものとする。
- ・ イベント告知活動のために雑誌などの媒体へ出稿する企画があり、そのための協力ができること。期間中取り扱う商品の撮影を 9 月頃に行う予定。
- ・ メイン会場（青山スクエア）で 展示見本（非売品）を 1 点と、販売する商品（数点）用意し、期限までに納品する。青山スクエアでの売り上げは、9 割を各店舗の売り上げとする。売れ残った商品は、原則店舗へ返却する。

### ■ 出展工芸品（出品者）条件

- ・ 経済産業大臣指定伝統的工芸品および技術技法を活用している国内生産された工芸品。
- ・ 指定産地組合または同等の団体からの承諾を得ていること。
- ・ 複数店から同一産地の協業要望があった場合、当協会が店舗のエリアおよび産地の対応能力を考慮して調整する。

### ■ 開催期間

- ・ 2021 年 10 月 29 日（金）～2021 年 11 月 11 日（木） 予定  
開催期間の延長を希望する場合は、あらかじめ出品者と合意の上、伝産協会に連絡すること。  
ただし、開催初日は、2021 年 10 月 29 日（金） 厳守。

### ■ 取引条件

買取、委託販売いずれとするのか及び手数料（目安の手数料は 30% から 40%）について、双方でよく協議の上合意すること。

### ■ 運送に係る費用について

- ・ 商品の発送に伴う送料については、発送人の負担とする。

## ■ 経費の補助について

- ① 当協会は、JTCW2021 の参加店舗・参加工芸品産地に対し、打合せの為の旅費を JTCW2021 経費補助規定に基づき、参加店舗・工芸品産地からの訪問報告書の提出をもって支払うこととする。訪問対象日については、JTCW2021 事業開始日から 2021 年 10 月 25 日までとする。

→**店舗**に対しては、

1 工芸品 20 万円以内（ただし、2 回目以降となる取組先の場合は 10 万円以内とする）。

→**工芸品産地**については、

1 店舗に対して 1 回を対象とする（打合せにおいては 2 名まで）。当協会が主催する「JTCW2021 説明会」「JTCW2021 開催発表会」参加者に対して、それぞれ 2 名分までの旅費を支払う。

- ② 開催期間中に参加店舗内において、JTCW2021 で取り組んでいる工芸品の PR となる実演・ワークショップを実施する場合、工芸品産地に対し、当協会は実施報告書の提出を受けた後、実演・ワークショップにかかわる運送料・旅費・謝金を支払うこととする。

なお、運送料が 1 万円を超える場合、送付物の明細も含めて請求者は提出しなければならない。

- ③ 各店舗で行う PR に関して、その PR 費用を 5 万円以内（税込）に拡充。（切手代等の送料は含まない）。**参加店舗からのより積極的な情報発信を期待する。**DM 制作代や、パネル製作、広告発信などの用途を想定。JTCW2021 経費補助規定に基づき、報告書・領収書の提出をもって支払うこととする。

## ■ 参加のキャンセルについて

エントリーシート提出後の参加キャンセルは原則的に認められない。

ただし、

1. マッチング先の産地及び事務局がやむを得ないと認めた場合にのみ可能となる。
2. 不可抗力による天災や緊急事態宣言発令下などの不安定な社会情勢が発生した場合は、無条件にキャンセルすることを認める。

また、4 月 1 日以降の参加でやむを得ず開催期間までに参加キャンセルをする場合は、マッチング先の了承を条件に特別に認める。ただし、当年度産地訪問費用など一切の経費補助対象外とする。またその場合は、次回開催時に積極的にそのマッチング先と取組みをすること。その際は取組み初年度とみなす。

## ■ 報告書の提出について

1. 経費補助を受ける場合は、所定の報告書を提出しなければならない。
2. 会期終了後に**参加店舗**ならびに**参加工芸品産地**は、所定の様式にて、当協会に JTCW2021 の報告を提出しなければならない。